

決算特別委員会会議録

日時 平成22年10月22日（金） 開会時間 午前11時09分
閉会時間 午後3時14分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 中村 正則
副委員長 木村 富貴子
委員 前島 茂松 深沢 登志夫 土屋 直 清水 武則
高野 剛 森屋 宏 渡辺 英機 山下 政樹
鈴木 幹夫 石井 脩徳 中込 博文 堀内 富久
白壁 賢一 金丸 直道 進藤 純世 安本 美紀

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 知事政策局次長 岩波 輝明
知事政策局次長（秘書課長事務取扱） 藤江 昭
知事政策局次長（広聴広報課長事務取扱） 堀内 久雄
知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱） 市川 由美
政策参事 松谷 荘一
観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 西島 隆
農政部技監 加藤 啓 農政総務課長 野中 進 農村振興課長 山本 重高
果樹食品流通課長 樋川 宗雄 農産物販売戦略室長 河野 侯光
畜産課長 白砂 勇 花き農水産課長 西野 孝 農業技術課長 齋藤 辰哉
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

企画県民部長 中澤 正徳 企画県民部理事 杉田 雄二
企画部次長 小林 明 企画部次長（リニア交通課長事務取扱） 矢島 孝雄
企画課長 橋田 恭 世界遺産推進課長 高木 昭 対外調整室長 市川 満
北富士演習場対策課長 伏見 健 情報政策課長 寺本 邦仁子
統計調査課長 前嶋 修 県民生活・男女参画課長 輿石 隆治
消費者安全・食育推進課長 小松 万知代 生涯学習文化課長 青嶋 洋和
国民文化祭準備室長 平井 敏男 産業立地推進課長 高根 明雄

総務部長 古賀 浩史 総務部防災危機管理監 広瀬 猛
総務部理事 曾根 哲哉 総務部次長 山本 一
総務部次長（人事課長事務取扱） 原間 敏彦 総務部次長（財政課長事務取扱） 山下 誠
職員厚生課長 山本 芳彦 税務課長 深澤 肇 管財課長 佐藤 佳臣
私学文書課長 大堀 道也 市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 堀内 浩将

出納局次長（会計課長事務取扱） 佐藤 浩一

議題 認第1号 平成21年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前11時9分から午後1時23分まで知事政策局及び農政部関係(午後0時15分から午後1時19分まで休憩をはさんだ)、午後1時45分から午後3時14分まで企画県民部及び総務部関係の部局審査を行った。

質疑 知事政策局・農政部関係

(山梨県の広報戦略について)

山下委員 よく委員会のときに、広報の話をさせていただいているんですけど、とりあえずちょっと大きな話でさせてください。成果説明書などにもいろいろと細かく書いてあります。13ページのあたりは県内のことで、県のホームページを使ったり、テレビを使ったりということで、一生懸命県のことを宣伝していますという部分もあり、また、観光部の観光企画・ブランド推進課長も御同席いただいているように、いろいろな形で県の宣伝をしているわけですよね。よく、農政部、観光部、できるだけ縦割りをやめて横の連携をとって、やっていった方が効率がいいんじゃないかということを行っています。まずこういう細かいいろいろな部分、各課の中では、全体的な戦略みたいなものがあってやっているのか。それを毎回、「ぜひとも、つくるべきだ」とか「いや、考えています」とか言われているんですけども、まずその部分を、決算委員会ですから去年1年間どういう戦略でこういう項目の事業をやっていたのか、まずそれをちょっと教えていただきたい。

堀内知事政策局次長 委員会でもお尋ねをいただいておりますけれども、全体的な情報発信の役割分担というのは委員のおっしゃるように、観光の部分については観光部、農畜産物、農政の関係については農政部、どちらかというの大ざっぱな区分けですけれども、施策を県民の皆様に向けて情報発信するというのが広聴広報課の仕事というふうに大きく分かれてはおります。ただ、私も広聴広報課の担う役割として、もっと幅広く、県内に限らず国内の部分も情報発信を担わなければいけないということがありまして、21年におきましては外国人記者の集まりであるフォーリンプレスセンターに広聴広報課が窓口となって参加をいたしまして、県産ワインの売り込みなどの窓口ルートを新たに設置したところでございます。また、今年度の話になりますけれども、全国の民間企業約600社が参加しております日本PR協会という、民間のPR会社や大きい企業が参加しているようなところにも参加をいたしまして、さまざまなPRのノウハウを身につけて、従来縦割りでやってきたわけでございますけれども、そういった垣根を越えて、私どもが外国人記者クラブですとか、国内、国外に情報発信するときの窓口となるような新たな役割を担っていくということに踏み出したというふうに考えております。

山下委員 わかるんですよ。細かいことはわかるんです。そうやって一つ一つ新しいこともやってきた、ということはあるんです。今しているのは去年の話ですから、つくっていないものをつくっているとかいうような話じゃないんですけれども、前から言ってるように、いろいろなことが考えられると思うんです。確かに一つ一つ考えていけば、新しいものもあれば、古いものを引っ張り出してきてまたやるということもあるし、だめなものもあるだろうし、いろいろなものがあるかと思うんです。

だから、僕がまず絶対的に必要だと思うのは、やっぱり5年間くらいかけて、山梨県をどのように宣伝していこうとか、戦略的な部分を考えることで、それ

が知事政策局の原点だと思うんですよ。その中を見て、じゃあ、このためにはこういう事業をやっているという事で、それに予算付けがされていくんだらうという感じがしているんですね。だから、ビタミンやまなしというの、1つのテーマの中で、それを基本にしてどういうふうに宣伝しているかというものだったらわかるんですけどね。だから、そんなことを一つ、頭の中に置いてやっていただけたらいいんじゃないかなと思います。

(職員提案制度の活用について)

それで、ちょっと細かいお話を聞かせていただくと、この成果説明書の2ページですが、予算はついていないんですけども、職員提案制度の活用について。ぜひともちょっと一言だけ感想を聞かせていただきたい。ここに、政策の提案が55件、課題提案が30件あって、業務改善が312件あると書いてあるんですけども、これを担当している課は行革推進課ですね。そうですね。これ、要するに、若い職員の人たちに「何か提案してこいや」という話ですよ。県政に対して。これは多いと思いますか、少ないと思いますか。

市川知事政策局次長 ただいまの職員提案についてでございますけれども、これは職員の政策立案能力の向上を図るとともに、職員の斬新で多面的なアイデアを施策に反映させて県政をより効果的に推進するために募集をするということです。そして今、委員のおっしゃいましたような数の提案がございました。これが多いか少ないかということでございますけれども、行革大綱におきまして職員提案につきましては60件以上の提案を目標とすると掲げておりますので、そういう点からすると、一応役割は、果たしてると感じます。

山下委員 目標が60件で、提案55件があったわけですよ。採用されたのが、30件ということなんですか。採用は何件されたんですか。

市川知事政策局次長 21年度の状況でございますが、これは知事がそれぞれの提案に目を通しまして、最優秀賞、それから優秀、奨励といった賞を与える形になっております。最優秀賞につきましては1件、それから政策提案におきましては優秀賞3件、それから奨励賞が5件という結果になっております。

山下委員 結局それが採用されて、来年度予算に反映されそうなんですか。どうなんですか。決算ですから、ちょっと先の話で申しわけないです。

市川知事政策局次長 ただいま申し上げましたのは、平成21年度の職員提案の状況でして、これが22年度の予算に反映されたかということによろしいでしょうか。ですと、最優秀賞がワンフレーズ広報ということで、従来の広報番組とかテレビのCMとかいろいろありますけど、そういうふうなものをワンフレーズで、新聞でしたら1面使っていたものを小さい記事にして何度も載せる。それも複数、5紙ですね。それぞれの新聞に載せていくという提案がございまして、これは事業化がされて、今年度既に実施をしております。CM放送ですとか、新聞の掲載、あとは公用車にステッカーを張っているいろいろな形の広報をしたらどうかといった提案でして、それらの提案については実現をしております。

山下委員 わかりました。また後でやらせていただきます。

(道州制調査・検討への参画について)

それで、この成果説明書18ページの10番、道州制調査検討の参画とあります。まあ、道州制って少し遠のいてしまったような感じなんですけど、ちょっと

教えてください。これを読んでみると、全国知事会に多分4回行ったということなんでしょうね。どこの場所でどのようにやっているのか知りませんが、829万7,000円ですね、4回で。金額が多いか少ないか。何人行って800万円かかるのか、ちょっと教えていただけますか。

松谷知事政策局政策参事 委員お尋ねの、この道州制に向けたという項目でございますが、おっしゃるとおり、ここは全国知事会の出席の経費でございます。この829万7,000円につきましては、全国知事会への負担金ということでございます。

山下委員 ということは、829万円は経費で使ったのではなくて、上納なんて言葉が悪いかもしれないけど、これを出すということなんですか。わかりました。ありがとうございました。

(企業の農園づくりの推進について)

それで、この成果説明書の29ページ、7番の企業の農園づくりの推進とあります。これを読みますと、県内外の4企業が農園づくりに参加しているということです。ちなみにこの県内外の4企業というのはどういうところですか。

大島担い手対策室長 平成21年度につきましては、企業の訪問等を行いまして、県内外の企業が農園づくりをしております。企業の名称につきましては、富士電機、富士通、アドヴォネクスト、はくばくの4社が参入しております。

山下委員 これをやる理由に、耕作放棄地の解消と書いてあるんですけども、場所はどこなんですか。この4企業がやった場所は。本当の耕作放棄地なんですか。企業がもともと持っている土地ではないんですか。ちょっとそれを教えてください。

大島担い手対策室長 今回、一番大きく活発に行っています富士電機につきましては、上野原で行っております。34アールで農業体験を行ってまして、そのうち30アールで耕作放棄地を使いまして活動を行っております。

山下委員 細かい資料を持っているかどうかわかりませんが、それは一番大きいところであって、残りの3社のところも耕作放棄地を使っているのか、使っていないのか、それだけでも結構です。

大島担い手対策室長 昨年度4社で50アールの農地を使っておりますが、計で43アールは耕作放棄地を使っております。

山下委員 要するに、この予算の金額は大したことないんですけども、企業に対して何か補助をすとかいうふうなものは全くないのですか。これはあくまでもこの事業だけの予算ですから、ほかのところにもそういった補助金みたいなものは出しているのですか。

大島担い手対策室長 今回の160万円の事業費につきましては、企業向けの説明会、それから私どもの現場の出張費等でありまして、今回の4企業に対しましては支援をしております。

山下委員 もとに戻るんですけども、さっき言った富士電機にしても、34アールで30アールが耕作放棄地だったと言われましたけれども、その30アールはもともとその企業が持っていたところじゃないんですか。それとも、いわゆる放棄地にな

っているところをこの事業によって借りたのか、それを教えてください。

大島担い手対策室長 農地は集落農業者が持っている農地でありまして、そこと企業をマッチングさせて共同活動という形で行っております。

山下委員 ということはね、お金もかからないでこうやって企業の人たちが耕作放棄地を使ってくれるなんていうのは大変ありがたい話だよね。ちなみに、22年度はこういう事業はやっているんですか。

大島担い手対策室長 平成22年度につきましても、企業の農園づくりをしております、企業に訪問したり、集落とか法人に行きましてメニューづくりをしています。本年度は、その結果マッチングできたのが6社という成果です。

渡辺委員 山下委員の関連で、4法人で合計50アールということですが、そのほかに6社でやっている。全部合わせてどのぐらいの面積になるのか。

大島担い手対策室長 すみません、22年度の6社につきましては今、活動しております、どのぐらいの面積か調べればわかるのですが、現在、手元には数値を持っておりません。

渡辺委員 その6社というのは22年度ということですね、わかりました。そうすると、21年度については4法人の50アールということですよね。

大島担い手対策室長 はい。4企業でございまして、50アール、43アールが耕作放棄地を使っています。

渡辺委員 43アールというのは、坪数でどのぐらいになるかちょっと教えてください。

大島担い手対策室長 約1,200坪になります。

渡辺委員 4企業で大規模といいながらやっているのは1,200坪で、大体4反歩ぐらいですけども、5,060万円、これだけかけたということですか。43アールにかけた金額は幾らですか。

大島担い手対策室長 21年度の予算としましては160万円で、決算額としましては138万9千円であります。

渡辺委員 私の方で勘違いしたのかな。どこの予算を見ていいのかわからなかったんですけども、1,200坪を4企業で何をされたのか非常に不思議なんです。大企業が来て、担い手というようなことでいろいろな事業を進めたようですが、何をつくったんですか。

大島担い手対策室長 富士電機は上野原市の桜井集落で共同作業を行っております。耕作放棄地を使いまして、小麦、アワの二毛作、それから木の葉とかススキを堆肥化しまして、この農地の土壌改良をします。そういう共同作業を行っております。

渡辺委員 よくわからない。小麦をつくったということですが、私の感覚では、耕作放棄地の解消になるというのではないんじゃないですか。このレベルでは、企業参入の

事業として、非常に手ぬるいというか、山梨の農業の活性化に結びついているという印象は全く受けないんですね。そういう意味で、百何十万円という予算では、1反歩当たり35万円ぐらい使ったということですか。どういう形ですかね。

大島担い手対策室長 私どもでは、企業の参入につきまして2つの視点から取り組みを行っております。1つは企業が本格参入していただく、実際に経営をしてもらう取り組みと、それから、企業が社会貢献とか人材育成で農地を使っただく、要は農園づくりの2つに分かれて取り組みを行っております。本格的に企業が農地を使って、耕作放棄地で行ってもらい取り組みにつきましては、成果説明書28ページの3の「企業の農業経営の推進」で企業の農業参入を推進しております。そこで、大規模に耕作放棄地を農地として活用してもらいように支援をしているところであります。

今回、委員の質問された7番の「企業の農園づくり」の方は、農地の活用をしてもらいまして、農村の活性化を含めて、その中で遊休農地の活用も図っていただくという取り組みになっております。

渡辺委員

1つだけ最後に答えてもらいたいのは、農業の活性化というのは全面課題ですが、これだけ見る限りでは、まだまだこれからかなと思います。そこで、山梨県の耕作放棄地の解消だとか、担い手対策について、第一歩を踏み出したということでしょうか。今後の展望というか、そこから得るものがありましたら、感想をお願いしたいと思います。

大島担い手対策室長 2010年農林業センサスの中でも、就業人口が大幅に減っていることから、意欲ある担い手づくりを進めなければならないということで、新規就農者の確保も行っておりますし、多様な担い手としまして企業の農業参入につきましても積極的に進めていきたいと思っております。

今年度、新規就農者が30年ぶりに100名に達しております。大きな成果を上げてきたのではないかと考えております。この新規就農者についても、今後とも伸ばしていきたいと思っておりますし、企業の参入につきましても多様な担い手として、伸ばしていきたいと思っております。

(就農支援対策の強化について)

木村委員

今の質問にちょっと関連しますけれども、成果説明書28ページの担い手対策についてです。今、御答弁がありましたように、100人が新規に就農したということです。これは退職者とかUターンの方で、そのほかの例えば農業大学は後継者になるのですかね。私が県会議員になったばかりのときに、県で十何人しか農業につく人がいないということで驚いた記憶があるんですが、久しぶりに100人を越えたということで、その100人の内訳を、もしできたらお願いします。

大島担い手対策室長 新規就農者の推移につきましては、昭和39年から調査を行っております。昭和39年には463人でした。先ほど、30年ぶりに大台を越えたということでしたが、昭和54年は131人で、それ以降、100人を割りました。委員の方から御指摘がありました10人ぐらいというのは昭和62年で、15人となっております。平成18年から少しずつ増加しまして、今回100人の大台に達しています。

今回の100人の内訳につきましては、新規学卒者が9名、Uターンが37名、新規参入者が39名、定年帰農者が15名という内訳になっております。

(農業協力隊の就農推進について)

木村委員

成果説明書29ページの農業協力隊、これ、菅原文太さんじゃないかと思うんですが、首都圏の住民等25名が県内の支援機関において農業生産活動や地域活動を行うということです。この人たちは、ただ、この農業協力隊という形で農業をしたということで、これから完全に農業に就農するということとは違う、全然別のことなんですね。

大島担い手対策室長 農業協力隊の活動につきましては、都市部の若者を県内に誘致しまして、支援機関において生産活動とか地域活動をしていただき、いずれ担い手になっていただくという形で支援しております。活動自体は、24年3月にこの支援が終わりますので、それ以降就農・定着していただくということで今、取り組みを行っております。

木村委員

こういう方たちが都会から来て、自然回帰といいますか、農業に親しんでもらえるということは本当にうれしいと思うんですが、実際に農業で食べていける、職業にするということになると、本当に大変なことだと思います。別に遊びに来るようなつもりで来ているわけではないと思いますけれども、21年度の結果を得て、これから農業者として山梨県に根づくように、どういうふうな戦略をもって、どのように進めていくかということ、これからしっかりとさせていただきたいと思います。

ことし、自分が少しばかり野菜をつくってみたんですけども、温暖化による気候の変化か、虫ばかりがふえてしまい、消毒の仕方を知らないから無農薬なんて威張っていたんですけども、結局、みんな虫に食われてしまいました。本当に農業は大変になっていくんですけども、農業が一番基礎ですので、山梨の農業を守るということで、せっかく来た若者たちがぜひ居つくような形でこれから頑張っていたいただきたいと思います。以上です。

(農業普及指導活動費の充実・強化について)

堀内委員

農の5ページに普及活動費というのがあります。成果説明書では31ページになるのですが、農業普及指導活動費の充実・強化で1,564万9,000円とあります。次に農6ページの上から2番目ですけども、普及指導運営費ということで、これもやはり成果説明書の方で31ページに載っています。関係がちょっとよくわからないんですけども、成果説明書を見ますと、こういうふうに細かく書いていただくということは非常に重要だと思うんですが、ここに5つほど載っているもの、これがどの予算へ対応しているか、わかりますか。

齋藤農業技術課長

農業技術関係ですけども、農業改良普及費につきましては、県下にあります7つの普及センターを中心とした活動を展開いたしております。その指導運営費にかかる費用、また、普及活動にかかる費用として計上をさせていただいているところでございます。

堀内委員

普及活動費と、それから普及指導運営費とあるんですけども、この違いというのはどういうことですか。

齋藤農業技術課長

普及活動運営費等につきましては、地域普及センターを含めて県下7カ所の普及センターの運営費です。活動費につきましては、普及活動を展開する上での実証ほ場の設置ですとか、そういう取り組みにかかわる事業経費ということです。

堀内委員 そうしますと、活動費の方が1,564万9,000円、それから運営費の方が1,832万7,000円ということで、運営費の方が金額的には、多少多くかかっているわけですね。考えると、やっぱり活動費が多い方が、普及、活性化するんじゃないかなと思うんですけども、この辺の違いは。

齋藤農業技術課長 普及活動の所運営費につきましては、所を運営するための必要経費ということで、それぞれの事務経費等も含まれております。活動費が少ないんじゃないかということでございますけれども、基本的に普及活動は、できるだけ農家へ、現場へという形の指導教育的な部分等もございますので、そういうマンパワーでの活動が中心になっています。それにかかわる経費については、できるだけ経費節減ということで、最小限の経費で地域の活動が展開できるような形で、今、活動しているところです。

堀内委員 そうしますと、この成果説明書の方には5つ書いてあるんですけど、これはほとんど活動費の方ということですね。

齋藤農業技術課長 成果説明書の5つの項目でございますけれども、これらにつきましては、例年、普及活動の大きな仕事の一つとしてこういう形で取り組んでいるということでございます。第三者評価では、外部評価をして普及活動の妥当性も御批判をいただいているところでございますし、普及指導だよりについては各農家なり指導機関に普及活動の情報を提供しているところでございます。また、普及活動に必要な資機材等についても、この中で準備をさせていただいたり、新しい技術を地域に定着させるための新技術の実証ほをそれぞれの地域の中に設置をいたしまして、それをもとに指導を展開するというふうなこと。あと、普及指導職員の資質向上というふうなことも含めて、研修活動にも活用させていただいているところでございます。

(野生鳥獣害の保護管理の推進について)

進藤委員 続けて農政関係の方で、鳥獣害の防止のことです。農政7ページにも決算額が載っておりますが、成果説明書32ページには、野生鳥獣の保護管理の推進ということで5,000万円ほど載っております。この中で野生鳥獣としてニホンジカ、イノシシとか、ニホンザル等4,399頭を捕獲したということが書いてありますが、最近、熊が出没して大変被害があり、山梨県内でも100件ぐらいあったようなことを報道していましたがけれども、21年度は熊についてはどんな状況だったのでしょうか。

齋藤農業技術課長 山梨県における鳥獣被害の状況でございますけれども、21年度については獣害として被害金額にして1億5,000万円ほどになってはいますが、その主なところは猿、イノシシ、シカというふうなところで、熊の被害というのは軽微な状況でございます。

進藤委員 熊の被害はなかったということですか。

齋藤農業技術課長 農作物について、です。

進藤委員 農作物について、だけですね。出没はしたけれども、被害は農業に関してはなかったという。

齋藤農業技術課長 軽微であったということです。

進藤委員 ということですね。はい、わかりました。
(財産売払収入について)

それからもう一つ、農の2ページ、第10款の財産収入に物品の売払い収入というのが1,068万1,000円ありますよね。それから、その下に生産物の売払い収入というのが1億3,000万円ありますが、その収入について何かということをお教えいただきたい。

野中農政総務課長 物品売払い収入は、畜産試験場や酪農試験場に備品として牛とか豚がございませう。その売払いでございませう。それから、生産物売払い収入については、例えば水産技術センターでアユを漁協に売り払ったりというようなものでございませう。

進藤委員 あまりよく予算のところを見ていないのですが、それは前年に比べてふえたということなんですかね。

野中農政総務課長 恐れ入ります。手元で前年と対比をしていないものですから。

進藤委員 では、後でまた教えてください。
(道州制に向けた隣接都県等との連携強化について)

知事政策局の方でお願いします。成果説明書の18ページで、先ほど山下委員の方からも道州制の件がございましたが、私は9の道州制に向けての15万円の予算のことについてです。そこに道州制への移行を視野に入れながら、本県を含む首都圏に共通する課題の解決に向けて隣接都県等との広域的な連携を強化したとありますが、具体的にどのような問題について連携強化が図られたのか内容を教えてください。

松谷知事政策局政策参事 道州制というのは、ここにありますように、ある意味、論議の一つというふうにお考えいただければありがたいと思います。基本的にはそこにございませうように、首都圏整備促進協議会への出席や、関東知事会へ出席する中で、地域の知事と連携をしてどのような方策があるかというようなことを議論しています。地方分権も含め、そういった話をこの中でしているという状況でございませう。

進藤委員 その主な何か目玉となるような内容がおわかりでしたら、話題にのぼったことなどがありましたら教えてください。

松谷知事政策局政策参事 先ほど言いましたように、関東知事会の内容は、例えば関東知事会の各知事はその県から課題を持ち寄って、それについて話し合いをするということですね。昨年度の状況はちょっと手元にないのですが、ことしの場合は、例えば子宮頸がんのワクチンへの助成について国に要望すべきではないかというようなことを議論したりしています。

進藤委員 昨年は主にどんなことがあったか、幾つか教えてください。その関連で、本県としてはどういうことが主に話し合いに出されたのかなと思いますので、後で教えてください。

(休 憩)

松谷知事政策局政策参事 それでは、先ほど進藤委員の方から御質問がございました、関東知事会での協議事項についてです。昨年度の関東知事会における協議の内容や協議事項についてということでございましたが、先ほどちょっと資料の手持ちがなかったものですから、御報告させていただきたいと思えます。

昨年度は2回、関東知事会が開催されておりまして、5月に開催されました関東知事会におきましては、やり方といたしましては先ほど言いましたように各都県の知事から要望事項を提案しまして、それについて協議する。それで同意を得られれば国等に要望していくということが、主な協議内容でございます。その際の提案要望事項につきまして主なものは、先ほど申しましたように地方分権改革の推進、それから直轄事業負担金制度の改革や医師確保対策、そういった協議をしております。

ちなみに、本県から提案した内容は森林整備法人への支援です。簡単に言えば、林業公社への国の支援を要望したらどうかという提案をいたしております。

野中農政総務課長 進藤委員の御質問である、財産売払い収入のうち物品売払い収入と生産物売払い収入の平成20年度の数字はどうなっているかということについてです。平成20年度についての物品売払い収入については、994万9,000円でございます。生産物売払い収入については、平成20年度は1億3,243万5,000円でございます、ほぼ同じような数字になっております。

質 疑 企画県民部・総務部関係

(財政運営について)

森屋委員

きょうは部局審査ということですから、決算内容の確認ということでお話を幾つかお聞きしたいと思いますけれども、私は財政全般についてお話を伺いたいと思えます。

先ほど総務部長のお話がありましたように21年は県税収入が200億円以上落ち込むという年で、なおかつその間には国の方の経済対策と、幾つかの補正があったということで、財政当局の皆さん方には大変な御苦勞をいただいた1年であったろうなと思えます。大変御苦勞さまでした。

そこで、私どもの方に、県の監査委員さんから歳入・歳出決算審査意見書をいただいております。10ページ、財政運営全般についてです。恐らく皆さん方の方にも行っていると思えますけれども、監査委員さんの方からの御意見をいただいております。これによりまして、実際には財政健全化法などで見ていく実質公債費比率については、3年間のアベレージをもって算定するというものです。この前の議会のときに、全国が悪い、全体が悪い中でも、ある程度のところを保っているというふうな総務部長からの御報告があったと思えます。けれども、今回のこの監査委員さんからの意見書を見せていただくと、単年度の実質公債費比率というのが出ており、平成20年度においては比率で13.6%、それが平成21年度に16.8%という形で、単年度の視点から見ると大きくはね上がっているわけです。これについて、どうしてこのようになったのかということをお説明いただけますか。

山下総務部次長

実質公債費比率が上昇している、表向きは3年平均のところだけれども、単年度で見ると、平成20年度から21年度にかけて3.2ポイント上がっているという状況でございます。この原因でございますが、大きく申し上げますが3つございます。一つは、この実質公債費比率は標準財政規模に対する毎年の元利償還

金に充てた一般財源であり、自前で入ってくる一般財源に対して、自前で返さなければならない公債費にどの程度充てているのかという指標でございます。その分母に当たります標準財政規模が、前の年よりも税収等が落ちたということもございまして、若干縮んだということがあります。

2点目でございますが、平成17年度に借り入れました多額の負債がございまして、この負債の償還が始まったということです。具体的には、あけぼの医療福祉センターの整備ですとか、総合交通センターの整備、それから県立大学の整備等があって、平成17年度に100億円を超える負債を抱えております。据え置き期間が終わりまして、元金の償還が始まって、分子の方が膨らんだという点があります。

3点目でございますが、これは公共事業等にかかる起債の中で交付税措置のあるものが幾つかございますが、平成14年度許可された起債の段階から、従前の交付税措置よりも措置率が下がってまいりまして、過去の措置率の高いものの償還が順次終了して、措置率の低いものの償還が順次ふえていくということもございまして、この単年度の上昇につながったということでございます。

森屋委員

ということで、監査委員さんからも指摘があるんですね。今、財政課長がおっしゃったように、交付税措置率の低い県債の償還割合がふえたということですが、それは3年間据え置いて、償還が始まるわけですから、逆に、何か特別な低いものをやったのかな、何があったのかなと考えていたんです。けれども、今のお話だと、むしろあけぼのとか県立大学とか交通センターなど、そういう特定な箱ものを措置率の低いもので整備したというよりも、むしろ公共事業の措置率が低くなったんだというふうに理解をすればよろしいですか。

山下総務部次長

言葉足らずで申しわけございませんでした。2点目に申し上げました、あけぼのですとか総合交通センターの整備に対する起債につきましては、単独事業債ということで、もともと交付税措置のないものでございます。交付税措置のないものの多額の負債の償還が始まったということが2点目でございますので、一概に公共事業にかかる交付税措置率が落ちたことがすべての原因というわけではございません。

森屋委員

わかりました。それで、ことしは2月10日でしたが、毎年ここ何年か「財政の中期見通し」という冊子をいただいて、大変、私たちにとっても勉強になるというか、ありがたいと思います。過去のをうちで探し出してみたいですね。そうすると、いろいろな驚くべき数字というか、違いが出てくるわけです。ここでは、基本的に実質公債費比率の見通しというのを、平成26年度まで立てられているんですね。ことしは平成22年度ですからね。この中で、御存じのとおり、18%というのは、やっぱり都道府県としては超えられない、大きな1つの壁がありますよね。これから公債費比率というのは、24年度ぐらいをピークに上がっていくんだという見込みをされています。今回の平成21年度の決算で、単年度の公債費比率16.8%というものを出したということにおいて、今後のこの見通しというのがずれてくるというか、もう少し危険水域まで上がってくるという心配はありませんか。

山下総務部次長

御指摘のとおりで、実質公債費率18%というのが起債の発行に関しまして協議制が許可制になってしまう、実質的に起債の発行が難しくなるという境目でございます。その判断は3カ年平均の公債費比率となるわけです。今後の見通しでございますが、ここ数年は上昇傾向になり、17%を超えるぐらいまでだろうと

思っております、それから二、三年過ぎた後、減少に転じるという見通しを今、立てているわけです。

なお、本県の実質公債費比率に関しまして申し上げますと、全国でも今ちょうど20位とか21位とかという順位の状況でございます。

森屋委員

冒頭にお話ししましたように、決して山梨が特段悪いということではなくて、本当に全国の地方財政は大変厳しい中においても、むしろ山梨は従来からいろいろな意味で健闘されているなどという見方をしています。それにしましても、やっぱり1つの財政の健全化という意味においては、かなりぎりぎりの危険水域まで来ているということで、来年度以降の財政運営は大変厳しいということだけは、やっぱり1つの認識として私たちは持たなければいけないのかなと思っています。

そこでもう一つ、これを見させていただく中ですごく気になっていましたのは、先ほどの決算説明資料の中でも、去年は400億円の臨時財政対策債が出されたんだということでもありますね。従前から私はこの臨時財政対策債について関心があるとか、意見を述べてきましたけれども、県によってはこの臨時財政対策債をみなし交付税という言い方をしたりする県がありまして、そういう意味では山梨県というのは、この臨時財政対策債を1つの科目とか、1つのところで明示していますからね。あるいは、伸びというのを明確に県民に知らせている部分がありますので、私は、これは真摯な取り組みだと、逆に思うわけです。けれども、平成20年2月8日に県の財政課が出された山梨県の財政の中期見通しを見て、今回のこの決算、あるいはことし平成22年に出された財政の中期見通しを見て唖然としたわけですね。

もちろん国の台所事情が大変厳しい、それぞれの地方に回るお金がないということが一番の根本なんだろうけれども、平成26年度ぐらいを1つの目安にしてみると、倍近く、臨時財政対策債の上積みが出てくるということで、これはここで議論してもしょうがないなと思いますが、きょうは議論の場ではありませんので、説明を受けてもしょうがないなという気もしますが、一応、これ、大丈夫なんだろうかと。部長でなければ、答弁できないかな。

古賀総務部長

臨時財政対策債につきましては、非常に我々としても頭が痛い問題です。今、委員がおっしゃられた20年度の中期見通しを見られて、ことしの決算と違うとのこと、これはごもっともでございます。臨時財政対策債については、我々は国に対して、その抑制を要望することぐらいしか手立てがないという中で、とりあえず当面、本年度の発行額を仮置きという形で置いた形でないと、中期見通しが立てられないという状況です。それが年によって、平成18、19年度あたりは大体180億円ぐらいまで落ちています。これは、もともとピークが平成15年頃に390億円ぐらいがピークでした。これが大体半分以下の190、180億円と来まして、その当時の全国の自治体の、ある意味で期待とか、思いとしては、このまま景気もおおむね回復基調にあるし、これが100億円、50億と減っていくんだろうという思いがあったわけです。けれども、リーマンショックがありまして、国、地方を通じて税収が大幅に不足をする。当然その穴埋めの方法としては、地方財源の確保という点では臨時財政対策債を膨らませるしか方法がないということになりまして、一転して20年度からそれが拡大をし、21年度については440億円でしたが、今年度の当初予算では540億円になるということでございます。

こういう点では、その残高も年々急速に膨らんできているということで、性格としては、将来の県民負担になる通常の県債に比較をいたしまして、基本的には

これは県民負担にはならないという性格のものではございますけれども、一方で国、地方を通じてのこの財政不足が恒常化する中で、今後に向けて果たしてこの償還というものが、国、地方を通じた大きな財政の中でどうなっていくんだろうという不安については、もちろん率直な思いとして持っています。

しかしながら、臨時財政対策債ということで、名前に「臨時」とついており、国も当初は3年間の臨時措置で導入をいたしておりまして、今でもこれは臨時措置を延長しているんだという建前に立っております。我々としてもこういう状態が恒常的に制度化されるということは、非常に望ましくないことだと思っております。これはまさに今、全国知事会ベースとしては、消費税論議と絡めて抜本的な財政構造改革という観点から、論じられておりますので、しっかりとそういった行く末を見守りながら、我々としてコントロールできる通常の県債の削減ということに最大限の意を尽くしていく決意しております。

森屋委員

今おっしゃったように、山梨県としてみずから減らすことのできる県債の削減というのは着実にされてきたわけですがけれども、いかんせん片方において、この財政の見通しなどを見ると、そう遠くない未来に独自の県債残高と、臨時財政対策債の残高が同じぐらいになるんじゃないか。県の財政について、こうやって決算の説明を受けていても、何か爆弾とか地雷とか、そういうものを抱えているような気がして不安ではないかと思います。これは国政の場で一生懸命議論していただかなければいけないんですけども、大きな問題があるということで、当然、来るべきものとして当たり前だというふうな受け方ではなくて、県の財政の組み立て自体に、そこの危うさというものがあるんだということを常に、私たちの手の届く場所ではありませんけれども、やっぱりとらえておかなければいけないと思います。

今、部長がおっしゃったように、平成21年度の地方財政計画において、20年度はこの臨時財政対策債は2.8兆円だったんですが、平成21年度には5.1兆円まで膨らんだということで、これから暮れにかけて来年度の地方財政計画等々出てくると思いますがけれども、聞くところによると、片山総務大臣はこの交付税とかについてかなり厳しい御意見もお持ちだということです。まあ、ここまではもう地方財政法で約束された臨時の債権ですから、これはもう保障されるんでしょうけれども、来年度の地方財政計画において、この部分に地方に負担を求めるとか、そういう方向性というのはないんでしょうか。ちょっと心配されますが、最後にそこだけお聞きして終わりたいと思います。知り得ている限りで何かありましたらお願いします。

山下総務部次長

現時点で私どもが承知しておりますのは、概算要求時点で出されました地方財政計画の仮計算というものを確認させていただいております。片山総務大臣の就任以降どのようになっているかというのは、申しわけございませんが、詳細はわかりません。それによりますと、地方交付税及び臨時財政対策債につきましては、おおむね本年度と同額程度のものを確保するということが概算要求がされているという状況でございます。もしそのまま決まれば、地方交付税及び臨時財政対策債、全国でほぼ前年度同等の額ということになるかと判断しております。

(自主財源比率の減少について)

前島委員

今、森屋委員からもお話がありました、問題は経常収支比率が非常に高まってきた、厳しくなっている。21年度については93.9%に達しているものから、言いかえればこれからの投資的な経費ということについて、いわゆる県民に対する投資財源というものは非常に狭められた範囲になっていくという

ことです。年々、経常収支比率が上がっていく、厳しい状況になってきているという点について、どのような対応を課題として受けとめておられるか、まず伺いたいと思います。

山下総務部次長

委員御指摘のとおり、経常収支比率が93.9というところまでまいりました。御承知のとおり、経常収支比率というのは決まりきって入ってくる一般財源を決まりきったものにどれだけ使っているかということでございます。すなわち入ってきたものの九十数%が当たり前のように支出しなければならないものに充てられて、自由に使えるといいますか、新規の政策などに充てられる部分がだんだん少なくなっているという状況でございます。その原因の一つは、現在のような景気の状態等で税収が落ち込んでいるということ、それから回復基調にあると言いましても、三位一体改革以降、交付税などが減ってまだ戻りきっていない部分があるということが原因かと考えております。

いずれにいたしましても、県とすれば不要不急な事業がないか、節約をどうするか。決まりきってやっつけて、今までもやっていたから、これからもやらなければならないといったような事業がないかを原点に立ち返って見直しをして、選択と集中と申しますか、真に必要なところに限られた財源を有効に活用するように努めていかなければならないと考えております。

前島委員

特に山梨県の場合、自主財源の税収が非常に厳しい状況が今後もやっぱり続いていくという予想をしているわけですが、21年度決算で見ますと、その構成比率は自主財源が34.7%であるということです。それから、依存財源が65.3%であるという状況なんですね。一番我々が懸念をするのは、県税収入の中で主役を演じる法人二税が、21年度決算では物すごい勢いで落ち込んでいるわけですね。法人県民税は56.5%減であり、法人事業税については、やはり59%の落ち込みが続いているということです。ここへ来て、幾らか景気が持ち直してきたとはいえ、またここで円高ということで、再びかなり厳しい税収の問題に直面をしてくるのではないかと感じているわけですね。そのことについて、どのような厳しい受けとめ方の認識に立っているかという点についても、お聞きしたいと思います。

山下総務部次長

本県の税収の中心である法人二税がございしますが、御承知のとおり、法人二税は、本県で多いときには年間で450億円ぐらいの数字でございました。平成21年に関しましては実質法人二税が250億円程度、本年度の当初予算ベースでいきますと、実質法人二税が二百三十数億円といったところで、半分ぐらいになっているところなんです。やはりこれは、リーマンショック、その後の景気の動向の悪さが原因だと思っております。多少回復基調が出てきたかなというところでまた、この円高という、御指摘のとおり状況になっておりますので、私どもといたしましても税収の動向は非常に気にかかっております。

いずれにいたしましても、知事がこれまで当初予算、数次の補正予算の中で雇用経済対策を実施してまいりました。今後も状況に応じながら適宜適切な事業執行等を行って雇用・景気対策を行いつつ、片方では先ほど申し上げましたとおり、不要不急の事業がないか、歳出面をもう一度見直すということを中心に考えていきたいと思います。

前島委員

今の状況を見て、県政の取り組み方の中で、少し箱もの行政に向かっており、将来の負担増を招くような事業は、非常に心配に見えるんですね。恐らくこのまま行くと、私は大変な財政運営になっていくと警戒をしているわけですが

も、事業の取り組み方について、財政再建を図っていく、健全化を図るために、県政の財政運営の基本的な方向性についてどのような取り組み方が求められているかということ。もちろん知事さんを見ていると、1期であるし、将来に向かって意欲を燃やしておられるわけですがけれども、やっぱり全体的に見て後年度負担が重なる公共の箱ものにやや力が入っていて、このことが将来、非常に足かせになっていく心配がないかどうかという点を大変危惧して見ているわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

古賀総務部長

ただいま委員に御指摘いただいたことは、我々財政当局としても非常に感じておるところでございまして、特に本県の財政運営上の問題というのは、県債残高が類似団体平均に対して、言ってみれば全国的な状況に比べて本県の場合は多いということ。これが、財政の一番の問題点であると感じております。

したがって、県債残高の着実な削減、そして、今後の新規の公共投資について、よくよくこれを厳選していくということは当然必要になってくると考えております。特に箱ものについて申し上げますと、幾つか大きな事業がございますが、注意をしておりますのは、一つは、よく厳選をしているという前提の中で、より有利な財源、あるいは補助金、交付税措置、県債といった、外部資金の導入について精いっぱい工夫をして、なるべくそういうものの対象になるような形で事業を進めていくということです。

そして、もう一つ、特にこれは学校の耐震化の関係などの改築が非常に多くなってきているわけですが、これについてはここ数年でございまして、それ以前の箱ものと比べて相当建設単価については抑制をいたしております。これはやはり事業スピードを上げることが求められる中で、当然、耐震化ということでは、27年といった期限もございまして、一つ一つの箱ものについて、建設単価を相当吟味もして、従前よりはかなり絞った形で量的な整備を優先するやり方をとっています。

そして、もう一つが、特に県庁舎の耐震化等整備、防災新館の整備といったものを初めといたしまして、負担の平準化に留意をしていくということでございます。例の中部横断自動車道の負担金についても言えることですが、これにつきましても、今、毎年10億円を、交付税につきましては基金の方に積立をさせていただいて、将来急激に負担金がふえてくるのはわかっておりますので、そのときの支払いに備えることにいたしております。県庁舎の防災新館につきましても、PFIということで、そもそも整備費については15年間というタームでの負担の平準化が図られますけれども、一方では25年度の引き渡しの年にはまとまった支払いということも出てまいりますので、そういうことにつきまして計画的にきちんと中期の財政見通しの中でこれを組み込んで、その年の他の事業執行に影響が出ないように、よくよく中期的、長期的な観点から財政運営の計画を立てていくということだと思っております。

具体的には、いろいろと工夫をいたします中で、特に当初思っていたよりも実際にお金が少し多く入ってきた、例えば県税収入が見込みよりも多かったことなどです。そういうものについて、安易にこれを使ってしまうのではなくて、急な支払いに備えて一時的に基金に積立をしておくといった形で、年度間の財政負担の平準化を図るといった工夫を細かなものから積み上げていくというふうを考えております。

こういったいろいろな工夫を行います中で、厳しい財政状況の中ではございまして、県として事業遂行の必要があるものについて支障なく、また、他の事業への影響を最小限にとどめながら執行できるように、よく事業担当部局と調整を行いながら進めてまいりたいと考えております。

(収入未済額への収納対策について)

前島委員

未収金の滞納額が40億円近い中で、努力をされている跡は見られるんだけど、これが遅々としてうまく成果が出ない、「なるほど」というほど徴収をされていないという点を非常に心配をするわけですね。なぞらえてお話をしますと、高等学校の年間の管理運営費が大体平均値で五、六億円だと思うんですね。すると、この滞納は、7校、8校分の管理運営費に匹敵するわけですね。徴収に対する取り組みについて、いわゆる税負担の平等の原則からしても、果敢に取り組んでいかなければいけないということですね。

それから、そういうことと同時に、どうにもならない状況については、やっぱりきちんと欠損の整理をしていく流れをつくっていく取り組みをもっと意欲的にやらなければだめではないかという感じがするんですね。その点について、今の体制はどのようになっており、どのように進めて、取り組みをしているかということについてお話をお聞きしたいと思うんですね。

深澤税務課長

県税の滞納額は、21年度末に40億円となっております。一方、不能欠損額は3億4,000万円でございます。この滞納繰越金額につきましては、行革大綱の中でも目標設定をしまして、その内の県税事務所徴収分を中心に取り組んでおります。県税の滞納額の中に、いわゆる市町村が賦課徴収をしております個人県民税がございますが、こちらについても地方税滞納整理推進機構を20年度から設置しまして、一生懸命取り組んでおります。

個人県民税につきましては、平成19年度の税源移譲の影響もございまして、滞納繰越額が、18年度末は約14億円ございましたものが、21年度末におきましては24億円以上になっているということです。

片や、その他の県税事務所が所管しております税目につきましては、18年度、いわゆる行革大綱がスタートする前には約25億円の滞納でしたが、それが21年度末には15億円ということで、約10億円近く減少させております。

そういうことで、県ができます部分につきましては、差し押さえを中心とする法にのっとりた毅然とした滞納整理ということで、この3年間で10億円余りの滞納繰越額を縮小しています。一方、個人県民税につきましては、税源移譲もございまして、結果的には滞納繰越額がふえてきておりますが、現在、機構におきましても、市町村におきましても法にのっとりた滞納整理ということで取り組んでおります。機構におきましては20、21年度の2年間で約26億円の滞納整理を実施したということで成果も上がってきております。

それから、委員御指摘の不納欠損でございますけれども、なかなか徴収できないものを安易に5年時効にしていたということが、かつてはあったわけですが、安易に5年時効を待つのではなくて、執行停止あるいは即時消滅ということで、しっかりと財産調査をして、徴収困難なものはもうそこで落としていくという、めりはりをつけた取り組みをしております。そういう面で成果が得られてきておりますので、今後ともこれまで以上に徴収対策に取り組んでまいりたいと考えております。

(財政運営について)

前島委員

最後に、本当はこの財政状況に対する決算審議に当たっては、財政調整基金だとか、それから公共事業の基金など、三大基金の残高を提示しなければいけないと思うんですよ。21年度現在で、過去から続いている基金がどれだけ減っているか、どれだけ繰り出しているかということの数値をやっぱりこの決算委員会ではお示しをされるというのが本当は必要だと思うんです。資料提出はありません

から、今後は決算に当たっては、そういう点についての一覧表か何かをお示しをされることもしなければいけないと思っているわけでありまして。いずれにしても、財政運営が厳しいところで取り崩していくという原理原則はわかりますけれども、そういうものを取り崩しながらやっていっても、このように、決算状況が非常に厳しいという状況下にあるわけでございます。今後のこうした財政運営について、今、森屋委員からも言われたけれども、3カ年平均で18%になると、総務大臣に起債発行の許可を取らなくてはならないということもあります。しかし、単年度で言うと16%台にいてるということで、この数値は上へ上へといくだろうと思っており、警戒をかなりして、黄色い信号に近づいていく心配を我々の側は持っているわけです。どうかひとつ健全な運営にさらなる努力を切望しておきたいと思って見ているわけですが、その点について、いまひとつ総合的な取り組みとして考えていただければと思います。

古賀総務部長

まず、最初にお話がありました基金の残高でございますが、今回の決算委員会から早速、資料を追加で配付をさせていただくようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御参考にしていただきたいと思います。

また、その基金残高をなるべく維持すること、そして県債残高をなるべく抑制をすること。そして先ほど森屋委員からもお話がありました実質公債費比率、これは18%を超えると起債の許可団体ということで扱いが変わってきます。これについては、今のところ慎重にシミュレーションしまして、何とか18%は超えないという見通しは出しておりますが、一方で逆に17%は確実に超えるという見通しも出ております。そういう状況だということは重々承知をいたしておりますが、過去のストックの返済のため、この数値を下げるのがしたくてもなかなかできないわけでございます。けれども、先ほど財政課長からも申し上げましたとおり、そういう状況が数年続きますけれども、その後、着実にこの数値が下がっていくように、長期を見通した財政運営をしっかりとやっていきたいと思っております。

そのためには、やはり何よりも県債の発行抑制ということ、そして事業を厳選して、できる限り有利な財源の取れる事業とした上で、効率的な事業遂行を図っていくということで、いろいろと気をつけることはございますけれども、全体に目配せをしながらきちんと将来に責任を持てる財政運営を行ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(現年分の県税の収納対策について)

白壁委員

経常収支比率の話だとか、公債費率の話などがありましたけれども、基本的には入りをふやしながら出を減らさなければならぬ。その中で特に個人県民税分については、全国でも下から数えた方が早い。20年度の段階では、一番下だったんじゃないかと思っております。総金額の中の30%ぐらいを、過年度分として入りをふやしているということですから、それなりに、例のタイヤロックだとか何人かの方々を市町村に派遣したり、いろいろ努力しているところがこういうところに入ってきたのだと思っておりますが、余りにも過年度分の滞納に力を入れ過ぎているので、現年の方が余り減っていないような感じがするんですね。皆さんどう思われるか。

過年度分はもちろんそれなりに処理、対処しなければならない。現年度分についてどのような対処をしているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

深澤税務課長

滞納整理推進機構においては、これまで全国でも滞納繰越額が非常に多い、割合が多いということで、滞納繰越額を重点的にやってきております。

そういう中でも、個人県民税の税源移譲もございまして、特に個人県民税の現

年分の徴収率が低いものですから、滞納繰越額もふえてしまうということで、これからの課題は個人県民税の現年対策と認識をしております。

そういう中で、市町村が賦課徴収を行っているものですから、これは機構を中心に現年分の未納額について重点的に取り組んでいく必要があるということで、個人県民税は普通徴収が4期あるわけですが、今年度は年度末まで待たないで、滞納になった段階で県税事務所との共同の文書催告を重点的にやっというということで、機構それから総合県税事務所が連携して取り組んでいくこととしております。

白壁委員

国税とかに対応してなんていうのは、私に言わせると、それはそれなりに組みかえたもので、影響もあるんでしょうけれども、そんなに大したことじゃないですね。それよりも、現年課税についてももしっかり徴収するというか、税は公平でありますから、強い人、ごまかす人、こういう人たちが光を浴びるといいうか、その人がまかり通るような世の中では困るわけです。

もう一つは、経常収支比率にしても皆さんの中には退職される方もおられると思いますけど、毎年これで退職金が30億円から40億円アップします。そうすると、これで経常収支の比率がまた三、四%上がるんですね。ここではちょっと下がったようですけど、これからそういう状況にあります。ですから、それにはピークがありますね。全国870万人の団塊で、こういうものもありますから、いかに硬直化した財政にしないように、弾力性を持たせるような方法というの、投資的経営を生み出せる、九十数%の残りの分をいかにふやしていくかということで、いかに自主財源をふやすかということですから、当然、徴収するべきものは徴収する。ここにお金をかけてもいいと思うんです。

このままほうっておいて、法的に5年の不納欠損にはしないという話でしたが、結果的にはしなければならぬものも出てくるでしょうし、その人がどこかへ行ってしまったら、それは完全にしなければならぬ。税は公平でありますから、将来のこともしっかり考えながら早急な対応を、しっかりっていただきたいと思っております。

以 上

決算特別委員長 中村 正則